JR東海労 大二運分会

交差点

No. 3 9 1

2014年1月21日

責任者:高原弘幸

当事者が明らかにすることも 許されないのですか!?

平成25年の年末手当が不当にカットされたとして、当事者による苦情申告によって組合と会社との間で12月27日に苦情処理会議が開催されました。

会社が回答したカット理由を聞いた当事者は納得出来ないとした怒りを報告されました。分会は、当事者の怒りを汲んだ申告によって作成された地本情報(629号)を掲示しました。しかし、会社は一方的に掲示物を撤去しました。

私たちはこの間、会社による掲示物不当撤去に関して最高裁判所からの多くの組合側勝利の最高裁決定を勝ち取ってきたように会社がやっている行為は法的にも断罪されています。

現在、仕業検査車両所分会が中心となって進めている大阪府労働委員会での事件は、そういった苦情処理会議で知り得た内容について本人からの申告に基づいて組合が発行する掲示物を会社が不当に撤去する行為が争われています。

当事者が申告した苦情申告票の掲示を会社が不当撤去!

そのような中で今回、苦情申告した本人が「苦情処理会議で会社の回答した理由が納得できない」という内容の苦情申告票を提出しました。そして、その苦情用紙を本人自ら組合掲示板に掲出し問題を訴えました。しかし会社は掲示したその苦情申告票自体を撤去したのです。

こんな理不尽なことが許せるでしょうか。

申告した当事者が誰かから指示された訳でもなく、自ら知り得た情報を自ら訴えただけのことです。会社はこの行為さえも許さないと言うのでしょうか。

会社は組合掲示物を撤去する行為によって組合への支配介入をしてはならないと最高裁から断罪されています。

社員のボーナスを勝手にカットし、その不当性を訴える組合掲示物にまで介入 する行為は断じて許せません。